様式第２号（第３条関係）

処　分　基　準　整　理　票

処　　分　　名	利用の制限	
根　拠　法　令　名	大津市ふれあいのもり条例	(条項)第３条
基　準　法　令　名	大津市ふれあいのもり条例	(条項)第３条
所　管　部　署	産業観光　部(局)　　農林水産　　課(室)　　農業　　係	

【処分基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

[大津市ふれあいのもりの利用の制限基準]

ふれあいのもりの利用の制限は、使用者が、大津市ふれあいのもり条例第３条各号に掲げる利用の制限の事由に該当することを基準とし、同条第３号の「その他市長が不適当と認めるとき」は、大津市ふれあいのもりの管理運営に関する規則第３条各号に掲げる事項に反するおそれがあると認められるときとする。

参　考

[根拠法令]

大津市ふれあいのもり条例

第３条　市長は、ふれあいのもりを利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいのもりの利用を制限することができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。

(3)　その他市長が不適当と認めるとき。

[基準法令]

大津市ふれあいのもりの管理運営に関する規則

第３条　ふれあいのもりを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　施設、設備等を破損しないこと。

(2)　植物を伐採し、若しくは採取し、又は動物を捕獲し、若しくは殺傷しないこと。

(3)　土石を採取しないこと。

(4)　指定された場所以外の場所にごみその他汚物を捨てないこと。

(5)　指定された場所以外の場所に車両を乗り入れないこと。

(6)　広告物等を掲示し、又は配布しないこと。

(7)　火気を使用しないこと。

(8)　その他市長が特に指示した事項

※　処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。